

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！



国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成28年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者やご家族（お子さま等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成28年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成28年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。（平成28年10月1日から12月31日までの間に、今年初めて国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られます。）

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れないようきちんと納めましょう。

11月には本庁舎で『出張年金相談』が開催されます

本年度も高知西年金事務所による「出張年金相談」が下記日程で開催されます。本庁舎のみの開催となりますが、年金に関する疑問点を、ぜひこの機会にご相談ください。

【日時】 平成28年11月9日（水）
午前：10時～12時 午後：13時～15時

【場所】 津野町役場 本庁舎

【主催】 日本年金機構 高知西年金事務所



事前予約先：津野町役場 町民課 年金担当まで
55-2314

※ 事前予約優先でご案内させていただきますので、ご希望の方はお早めにご連絡ください。